

# 仕 様 書

## 日本平動物園キャラクターデザイン制作業務

### 1 趣旨

当園が平成31年（2019年）8月1日に開園50周年を迎えることから、当園の人気動物レッサーパンダをモチーフとした、誰からも愛される魅力的な新しいキャラクターを制作し、広報活動などに積極的に取り入れ、当園の魅力を発信していく。

〈日本平動物園とレッサーパンダとの関連性〉

レッサーパンダは、その愛くるしい姿にファンも多く、ホッキョクグマのロッキーと並び当園人気の動物（レッサーパンダ人気の火付け役となった『風太』は当園帰属）である。

また、当園は、全国の動物園で飼育されているレッサーパンダの血統登録などの種別計画管理を担っており、絶滅危惧種であるレッサーパンダの種の保全のための繁殖に取り組んでいる。

### 2 業務の概要

- (1) キャラクターデザインの制作
- (2) キャラクターの名称（ネーミング・キャラクターの設定を含む）及びロゴデザインの制作
- (3) デザインマニュアル等の制作・監修

### 3 内容

#### (1) キャラクターデザイン制作

##### ア デザイン上の留意点

- ① 日本平動物園のキャラクターにふさわしく、子どもから大人まで誰からも愛される親しみやすいデザインであること。
- ② 当園が全国のレッサーパンダの血統登録などの種別計画管理を担っている背景や、レッサーパンダの生態などを理解したうえでデザインすること。
- ③ 全国の動物園でも活用ができ、レッサーパンダの認知度向上につながるようなデザインであること。
- ④ 作品は未発表のものでオリジナルの作品に限り、同一のデザインを他に応募したり、各種媒体で使用していない、未使用のものであること。
- ⑤ 着ぐるみ、ぬいぐるみ等への活用を想定しており、着ぐるみ着用時に日本平動物園の広報キャラクターとして行動することが可能なデザインであること。
- ⑥ キャラクターのパーツ（しっぽ・手など）だけでも商品化できるようなデザインであること。

##### イ デザイン内訳

- ① 基本パターン 1パターン×4方向（正面・左側面・右側面・背面）
- ② 応用パターン 6パターン×4方向（正面・左側面・右側面・背面）
- ③ 表情 4パターン×1方向（正面）

##### ウ 内容

- ① 「基本パターン」は、キャラクターの最も基本となる形とする。

- ② 「応用パターン」は、基本形をベースに、上述の「デザイン上の留意点」に基づいた内容でアレンジした形（ポーズなど）で制作する。
- ③ 「表情」は、基本パターンの表情とは異なる内容で喜怒哀楽等を表現したものとし、正面のデザインに適用できるようにする。
- (2) キャラクターの名称及びロゴデザインの制作
  - ア キャラクターの名称
    - ① キャラクターのデザインにふさわしい名称（ネーミング・キャラクターの設定を含む）を定めること。
  - イ ロゴデザインの制作
    - ① キャラクターの名称のロゴデザインを黒色（またはモノトーン）及びカラーで制作すること。
    - ② 英文及び和文等の内容については、相互協議の上制作すること。
- (3) デザインマニュアル等の制作・監修
  - ア イラストにかかるデザインマニュアル等制作
    - ① 原稿制作・校正（規定色・使用禁止例）等の作業を相互協議の上行い、デザインマニュアルを制作すること。
  - イ 着ぐるみ及びぬいぐるみの使用に関する事項の監修
    - 本業務で制作されたデザインを用いて本市が別途実施する、着ぐるみ及びぬいぐるみ等の制作について、必要となる仕様を定める際に監修を行うこと。

#### 4 納入成果品

デザインマニュアル一式（印刷物3部、電子データ3部）

#### 5 その他

その他制作する上で、細かな部分については相互で協議する。

#### 6 使用用途

- (1) WEB（HP、Facebook、Twitter など）
- (2) 着ぐるみによる広報活動
- (3) ぬいぐるみ等の商品化
- (4) その他、本市が実施する各種PR事業

#### 7 履行期間

契約締結日から平成31年（2019年）9月19日（木）まで

- (1) キャラクターデザイン制作（キャラクターの設定を含む）
- (2) キャラクターの名称及びロゴデザインの制作
- (3) デザインマニュアル等の制作・監修

## 8 著作権等について

- (1) 本業務の受託者は、本仕様書に基づいて制作及び納品したデザイン等について、委託者が広報活動や商品化を行うなど、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条までに規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) デザイン等に関して受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (4) 受託者は、当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとする。当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害し、原著作物の著作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。
- (5) デザイン等に関して受託者が有する商標権については、無償で委託者に譲渡するものとする。ただし、商標権譲渡にかかる手続きについては、別途協議する。